

「電波の有効利用の程度の評価結果（案）に対する意見募集（各種無線システム及び公共業務用無線局）」に対する
意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）

■意見募集期間：令和8年6月16日（火）～7月15日（水）

■提出された意見の件数：7件【法人等3件、個人4件】

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。提出者の属性が不明なものについては、提出意見ごとに個人・1者と扱っています。

■意見提出者：法人等（五十音順）

- ・ 自営無線通信研究所
- ・ 自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会
- ・ ソフトバンク株式会社

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（各種無線システム・714MHz 帯超関係（全般を含む。））

意見提出者	No.	対象	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会	1	各種無線システム （全般）	電波の有効利用の程度の評価にあたっては、電波天文業務等、受動業務のみを行なっている帯域が多くあることを考慮いただき、電波を発射する免許人や無線局の数及びその増減のみを根拠に有効利用の程度を評価しないようお願いいたします。 また、本評価結果を周波数再編アクションプランに反映する際も、受動業務の利用状況を十分に考慮いただき、既存の受動業務への有害干渉が生じないようにご配慮いただきたくお願いいたします。	電波法令上、電波の利用状況調査及びその調査結果に基づく有効利用評価は、無線局を対象としており、その評価指標として無線局数等が定められております（電波法第 26 条の 3）。 受信のみを目的とする受信設備は、調査・評価の対象外となっておりますが、電波天文業務は周波数割当計画において周波数分配がなされているとともに、電波法（第 56 条第 1 項）により、電波天文業務等の受信設備は、他の無線システムからの混信その他の妨害によりその運用が阻害されないよう、保護の対象となっております。 また、周波数再編アクションプランに関するご意見については、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたいと思います。	無
ソフトバンク株式会社	2	各種無線システム 第二章 重点調査対象システムの調査結果に対する評価 第 1 款 映像 STL/TTL/TSL (B バンド) (4) 評価	映像 STL/TTL/TSL (B バンド) が使用する周波数帯の移行先候補として、他の周波数帯 (C/M/D/N バンド) の既存システムへの代替可能性が示されていますが、C/M/D バンドが含まれる 6425～7125MHz 帯は、Beyond 5G/6G に向けて、諸外国において IMT 利用や 6G 主要バンド化の検討が進展している帯域でもあります。このため、移行先の選定にあたっては、既存システム保護にも留意しつつ、将来的に既存・新規システムの双方に干渉調整や運用制約等の負担が生じないように、6G 導入に係る国際動向や国内の将来的な IMT 需要を十分に踏まえ、IMT との調	6.5GHz 帯 (6425～7125MHz) の 5G/6G 利用に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと思います。	無

			和及び双方の発展を見据えた検討を進めることを要望します。		
ソフトバンク株式会社	3	各種無線システム 第二章 重点調査対象システムの調査結果に対する評価 第2款 15GHz帯の電気通信業務用 (4)評価	15GHz帯の電気通信業務用のうち、WRC-27 議題 1.7 において IMT 特定の候補とされている 14.8-15.35GHz については、現時点で当社として具体的な携帯電話サービスへの導入需要が顕在化しているものではありませんが、国際的な検討状況を注視する必要があると考えます。このため、評価結果案に記載のとおり、WRC-27 における検討状況、国内における新たな無線システムへの需要、既存システムの移行方法等を踏まえ、引き続き調査・検討を行うことに賛同します。 また、14.4-14.5GHz については、Ku 帯衛星通信システムのアップリンクと周波数が重複している一方、15GHz 帯電気通信業務の無線局数は減少傾向にあり、Ku 帯衛星地球局は増加傾向にあることから、周波数利用ニーズの重心は衛星側に移りつつあるものと考えます。加えて、欧州では英国・仏国等において 14-14.5GHz 帯の固定業務の新規免許発行を終了している国が存在し、電波有効利用委員会報告においても、航空機・無人航空機で Ku 帯ブロードバンド衛星通信をより広範に利用したいとの意見が示されています。これらを踏まえ、既存利用に十分配慮しつつ、14.4-14.5GHz を衛星向けにより使いやすくする方向で、15GHz 帯電気通信業務を 14.5GHz 超等へ集約・移行することも含め、検討を進めることを要望します。	本案に賛成のご意見として承ります。 14～15GHz 帯の衛星通信への利用及び既存システムの集約・移行に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと思います。	無
ソフトバンク株式会社	4	各種無線システム 第三章 714MHz超の調査結	6GHz 帯無線 LAN については、AFC システムの導入により、既存無線システムへの干渉を回避しつつ、SP モードによる屋外を中心とした利用が拡大し、新たな需要の創出が期待される点	6.5GHz 帯 (6425～7125MHz) の 5G/6G 利用に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと思います。	無

		果に対する評価 第3款 3.4GHz超8.5GHz以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 (3) 評価	は有意義であると認識しております。 一方、6570～6870MHz 帯を含む 6425～7125MHz 帯は、Beyond 5G/6G に向けて、諸外国において IMT 利用や 6G 主要バンド化の検討が進展している帯域でもあります。このため、無線 LAN への周波数拡張を先行して進めるのではなく、6G 導入に係る国際動向や国内の将来的な IMT 需要を十分に踏まえ、既存システム保護にも留意しつつ、IMT との調和及び無線 LAN・IMT 双方の発展を見据えた検討を進めることを要望します。		
ソフトバンク株式会社	5	各種無線システム 第三章 714MHz 超の調査結果に対する評価 第4款 8.5GHz 超 15.35GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 (3) 評価	15GHz 帯の利用方針については、本評価結果（案）第二章「重点調査対象システムの調査結果に対する評価」第2款「15GHz 帯の電気通信業務用」に対して当社が提出した意見のとおりに、WRC-27 における国際的な検討状況や、国内における新たな無線システムへの需要、既存システムの移行方法等を踏まえ、引き続き調査・検討を行う方向性に賛同します。 また、近年増加傾向にある衛星通信システム（Ku 帯等）の利用ニーズを踏まえ、14.4～14.5GHz を衛星向けにより使いやすくする観点から、上記の継続検討とあわせて、周波数の集約・移行の可能性も含め、検討を進めることを要望します。	本案に賛成のご意見として承ります。 14～15GHz 帯の衛星通信への利用及び既存システムの集約・移行に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと思います。	無
ソフトバンク株式会社	6	各種無線システム 第三章 714MHz 超の調査結果に対する評価 第4款 15.35GHz 超 36GHz 以下の周波数区分	ミリ波帯におけるローカル 5G の利用状況については、情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会 ローカル 5G 検討作業班（第23回）資料 23-1「ローカル 5G 検討作業班の審議再開について」に示されているとおり、基地局数がピーク時から約3分の1に減少しており（2026年3月末時点）、現状における利用は限定的な状況にある	ローカル 5G の更なる普及拡大に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと思います。 なお、ローカル 5G の主なユーザは、地域の企業や自治体等、無線局の免許手続きに関してあまり詳しくない方が想定されるため、ご提示いただいたとおり、総務省において、よ	無

		に関する調査結果に対する評価 (3) 評価	と認識しております。 このような利用状況が継続するようであれば、ローカル 5G の更なる普及拡大及び周波数の有効利用を推進する観点から、例えば全国事業者による補完的な利用が可能となるような方策を含め、検討を進めることが望ましいと考えます。	り一層の普及に資するよう、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関する検討が開始されており、本評価に記載のとおり、その検討を推進することが適切と考えます。 併せて、ミリ波帯のローカル 5G の利用実態等に関しては、今後の総務省における調査の検討に当たって参考としていただきたいと思います。	
ソフトバンク株式会社	7	各種無線システム 第五章 総括 ＜今後の調査及び評価に向けた検討課題等＞ ①調査について	評価結果（案）において、共用や移行等が求められるシステムや無線局数の増減等の変化が大きいシステムに対して調査周期を短縮し、それ以外のシステムより優先的に調査を行う方向性が示されたことについて賛同します。 共用・移行が求められているシステムは、他用途での利用ニーズが顕在化している場合が多く、これらシステムを重点的に調査することは電波の更なる有効利用の促進に資する取組であると考えます。 加えて、評価結果（案）において、免許人に対してヒアリングなどを行うことの有意性について示されているとおり、免許人への直接のヒアリングの実施については、「令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）」において先行的に実施され、システムごとの利用実態や共用・移行・デジタル化等に向けた課題の把握等に一定の効果があったものと認識しています。 共用や移行等が求められるシステムや無線局数の増減等の変化が大きいシステムにおいても同様の効果が期待できることから、次回調査より速やかに免許人ヒアリングを導入・実施することが適当であると考えます。	本案に賛成のご意見として承ります。 調査の見直しについては、本評価に記載のとおり、総務省において準備が整ったものから順次反映していただきたいと思います。	無

個人 1	8	全般	災害対応についても述べられているが、なぜ、原発事故時や、今 政府の武力政策により危険が高まっている 戦災について、言及が無いのか？ 想定できないのであれば、原発政策も 軍国化も、やめていただきたい。	「評価に当たり考慮すべき事項」として、評価対象の無線局における「災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組状況」が項目としてあり、無線局が被害を受け得る一般的な災害として、地震、水害、火災などへの対策状況を挙げております。運用中の無線局が、災害等においても運用継続性を確保するための取組を評価の中で考慮するものです。	無
個人 2	9	全般	「電波の有効利用の程度の評価結果」の評価事項に、「ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用」と有るが、「秩序の維持」は 削除すべきではないか。 「秩序」の文言は、戦前 偽の情報によって政府が国民を騙した歴史を髣髴とさせる。 第一に 公共の安全であり、秩序は 自然に不随するものである。 秩序を優先し 公共の安全を侵害する事にならない様、「秩序の維持」を 削るべきだ。	「ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用」は、「評価に当たり考慮すべき事項」の「電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性」の中の一つの項目として、猶予期間なく電波の利用停止・周波数変更した場合における社会的影響について評価の中で考慮するものです。 評価対象の無線局には、公共の安全や秩序の維持を目的とする国の機関により運用されるものもあるため、そのように記載しております。	無
個人 3	10	全般	電波の利用目的評価だが（「電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性」）、「広い範囲の事実報道を行い、国民の『知る権利』を満たすこと」も、付け加えるべきだ。 この 15 年で 日本のメディアは「報道の自由度」を転落させ、偏向的な放送が まかり通っている。 ともすれば、政権・大資本の PR のごとき放送が、電波を埋め尽くす事態だ。 ファクトチェック・放送倫理チェックの設置	「評価に当たり考慮すべき事項」として、「電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性」が項目としてあり、これについては、猶予期間なく電波の利用停止・周波数変更した場合における社会的影響について評価の中で考慮するものであり、放送の内容については意見募集対象外です。	無

			義務化など メディアの公共性を高めるためにも、電波の公正性を計る文言を追加すべきだ。		
個人 4	11	全般	電波は国民共有の財産であり、特定の通信事業者の利益を肥大化させるための「私的な利権」として扱われるべきではない。電波の有効利用を評価するにあたっては、それが「通信の公共料金化」を促進する方向に寄与しているかを最優先基準とせよ。企業利益のための既得権益維持を許さず、国民が安価で安定した通信環境を享受できる権利を実質的に保障する電波行政への転換を強く求める。 電波の「公共料金化」という視点の欠如 電気・水道・ガスと同様に、通信は現代生活において必要不可欠な生存インフラである。それにもかかわらず、電波を割り当てられた通信事業者が独占的に市場を支配し、高止まりした料金を国民に課し続ける現状は、公共財の私物化と言わざるを得ない。今回の評価において、「有効利用」の判断基準が、単なる事業者の利便性や投資効率のみに置かれているのであれば、それは国民の共有財産を食い物にしているに等しい。電波は国民全体の権利であり、インフラとして「公共料金化」されるべきものである。今回の評価プロセスが、この視点を完全に欠落させていることを強く批判する。 既得権益の囲い込みを追認する評価結果の是正 評価結果が、既存の主要事業者による電波の囲い込みを追認し、結果として新たな競争を阻害し、通信コストの引き下げを妨げているのではないか。総務省には、通信事業者のロビー活動や過去の慣習に縛られず、国民の視点から「どれだけ安価に、誰もが平等にアクセスでき	本案は、総務省において実施された、携帯電話・BWA 以外の無線システムに係る電波の利用状況調査の結果に対し、電波の有効利用の程度を評価したものであり、通信料金等に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無

			ているか」を評価指標の中心に据えることを求める。既得権益の維持は、進化するはずの通信市場を停滞させ、国際的な競争力をも削ぐ要因となっている。 透明な評価基準と国民への責任 総務省は、どのような根拠で「有効利用されている」と判断したのか、その基準を不透明なままにせず、徹底して公開する責任がある。通信事業者との密室での折衝や、形式的な審議会による追認は、もはや市民の納得を得られない。公共財を扱う行政官庁として、特定の企業の利益を最大化する「管理官庁」から脱却し、国民の利益を最大化する「公的機関」として、通信の未来を再設計せよ。 電波の有効利用とは、特定の企業の収益最大化ではなく、誰もが安価で安全な通信環境を享受できる社会の実現にある。私は今後も、総務省の電波行政が国民の手に取り戻されるまで、その不透明な評価過程を厳しく監視していく。本計画が、国民の生活コストを引き下げ、真にインフラとしての公共性を高めるものとなるよう、評価結果を根本から見直すことを強く求める。	電波の有効利用の程度の評価については、電波法第 26 条の 3 に基づき、無線局の数、通信量及び能率的な技術の導入状況の他、「電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令」に定めた事項の評価を行っております。また、評価に当たっては、具体的な評価の基準、方法等として有効利用評価方針を定め、公表しております。 (参考) 有効利用評価方針 https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/research/yuko.pdf	
--	--	--	--	---	--

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（公共業務用無線局）

意見提出者	No.	対象	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
自営無線通信研究所	1	公共業務用無線局 (全般)	本報告書においては、公共業務用無線の現行アナログ方式における現状の課題、状況分析が的確に調査されており、デジタル移行、あるいは、適切な他システムへの代替等、総合的な観点から公共業務用無線局に対する施策状況が示されていると理解いたします。このような観点から、本利用状況調査に賛同いたします。 また、本報告書総括に示されたとおり、今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進に繋がることを期待するものです。	本案に賛成のご意見として承ります。	無
ソフトバンク株式会社	2	公共業務用無線局 第四章 総括	電波の利用状況調査は、周波数の利用実態を正確に把握する「周波数利用状況の見える化」を推進し、電波有効利用の更なる推進につながることから有意義と考えます。 公共業務用無線局のデジタル化等については、令和3年8月31日「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書」で示されて以降、同懇談会配下のワーキンググループでの議論やフォローアップ等を経て、現在の「電波の利用状況調査」における調査の枠組みに至るまで、関係者による様々な取組を通じて着実に推進されてきたと認識しています。 今回から新たに導入された免許人への直接ヒアリングについては、これまでの調査票主体の確認とは異なり、デジタル化に関する免許人ごとの移行スケジュールや課題等をより具体的に	本案に賛成のご意見として承ります。	無

			把握し適切なフォローアップが可能となると想定されることから、より効果的な取組であると考えます。 また、直近の周波数ひっ迫対策技術試験事務において、「公共業務用無線局のデジタル化に向けた最適な周波数配置等に伴う周波数共用に関する調査検討」が予定されており、デジタル化に向けた技術的条件の策定についても、今後一層の進展が期待されます。 一方で、本報告書（案）に記載のとおり、デジタル方式の技術検討状況の注視が必要なものの、移行・代替先となる既存システム等が存在しないもの、あるいは通信相手との調整を要するためデジタル化等が困難なものなど、対応が容易でないシステムが存在します。これらについては、例えばこれまでの調査やヒアリングを通じて把握した課題等を踏まえ、システムごとに移行までのロードマップを策定し、その進捗を調査・評価するなど、システムごとの課題に応じた調査の在り方を検討していくことも合理的な一案と考えます。	周波数ひっ迫対策技術試験事務に関するご意見については、周波数の更なる有効利用に向けたデジタル方式の技術的条件の策定のため、総務省における着実な取組を期待します。 これまで、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和３年８月公表）において示された、各システムごとの取組の方向性に沿って調査・評価を行ってきたところ、各免許人において検討の結果、移行・代替先となる既存システム等が存在しないもの等が明らかになってきたところです。 また、当該報告書の公表以降、携帯電話や衛星通信の新たなサービスが出現しており、報告書公表の時点から状況の変化が生じていると考えております。 このため、本評価において、「技術面や予算面等の理由により、すぐにデジタル方式への移行ができないものについては、その是非や他システムへの代替も含め整理・検討を行うこと。」と記載しており、頂いたご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと思います。	
--	--	--	---	---	--